

きぼう利用テーマ選考評価委員会委員が研究者に 助言等をするためのガイドライン（案）（審議）

平成 28 年 2 月 26 日

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門

1. 基本方針

きぼう利用テーマ選考評価委員会委員（以下、委員という。）が潜在的な提案者（以下、研究者という。）に助言等することにより、「きぼう」利用テーマ募集での応募テーマのレベル向上を図る。

2. 研究者への助言等

研究者から「きぼう」利用に関する相談等を受けた場合には、委員は、3. 項に留意の上、研究者に助言等を行いテーマ募集への応募に向けて支援することができる。

3. 秘密保持

- (1) 選考評価の過程は、非公開とする。
- (2) 委員は、「きぼう」利用のテーマ募集に応募があったテーマ、応募前に相談等を受けたテーマ、及び宇宙実験（準備を含む）を実施中又は終了したテーマ（以下、研究テーマ等という。）が、他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究・技術開発を含んでいることに十分留意し、研究テーマ等の以下の情報について秘密を守り、第三者に開示してはならない。
 - a. テーマ提案書及びその内容、1. 項の相談等及び助言等の内容、テーマの進捗や結果等を示す報告書及びその内容（公表された情報は除く）
 - b. 科学評価者（ピアレビュー）の氏名、役職、所属機関
 - c. きぼう利用テーマ選考評価委員会委員や科学評価者（ピアレビュー）（以下「委員等」という。）の発言内容及び選考評価に関連して評価者等を特定できる情報
 - d. 委員等が行う採点及びその集計結果並びに選考評価に関するコメント
 - e. 選考評価の結果（公表された情報は除く。）
 - f. その他非公開とされている情報
- (3) 委員は、選考評価結果についての問い合わせに応じない。

- (4) 委員は、選考評価の作業が完了した時点で、研究テーマ等に関する資料を廃棄する。
- (5) 本秘密保持の遵守は、委員の委嘱期間だけでなく、委嘱期間終了後についても継続する。

4. 選考評価に関する利害関係者の排除

選考評価に関する利害関係の排除の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 委員自身が、いずれかの応募テーマの研究代表者又は共同研究者である場合は、当該募集機会におけるの選考評価を行わない。(ご辞退いただく。)
- (2) 委員が、応募テーマの研究代表者又は共同研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、当該テーマの評価を行わない。
 - a. 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - b. 緊密な共同研究等を行う関係（例えば、共同研究や共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバー等、応募テーマの遂行上緊密な関係にあるとみなされるもの）
 - c. 同一組織の所属関係（例えば、同じ研究室もしくは研究所等で同じ部・研究グループに所属するもの）
 - d. 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - e. 応募テーマの採否又は評価が委員の直接的な利益につながるとみなされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
 - f. 提案内容に関する助言をし応募に向けて支援した関係
 - g. その他、中立・公平性が欠けるおそれがある場合
- (3) その他、評価者として選考評価の中立・公平性が欠けるおそれがあると他の委員又は JAXA が判断した場合には、選考評価の実施の可否を委員長が決する。
- (4) 4. (2) の「当該テーマの評価を行わない」の定義
 - a. 該当する応募テーマの採点及び選考評価のコメントの付与を行わない。
 - b. 該当しない応募テーマの採点及び選考評価のコメントの付与は行う。
 - c. 応募テーマ全体にかかる審議には加わる。

以上

参考1：科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抜粋）

平成18年9月22日(独)日本学術振興会科学研究費委員会決定

(平成27年10月6日一部改正)

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書、事業進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 事業遂行における緊密な関係
(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の编者、学術図書の執筆・编者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

参考2：JST大学発新産業創出拠点プロジェクトの審査・選考に関する利益相反の考え方 (平成24年5月31日大学発新産業創出拠点推進委員会)

「大学発新産業創出拠点プロジェクト」(プロジェクト支援型)の審査・選考に関する利益相反の考え方

平成24年5月31日
大学発新産業創出拠点
推進委員会

大学発新産業創出拠点プロジェクト(プロジェクト支援型)の審査・選考に関する利益相反の範囲及び運用については、次のとおりとする。

範囲

- (1)委員と事業プロモーターとの関係が、事業プロモーター支援型の利益相反の範囲に該当する場合(「大学発新産業創出拠点推進委員会の設置について」(平成24年2月21日文部科学省科学技術・学術政策局)の別紙「大学発新産業創出拠点プロジェクト(事業プロモーター支援型)」の審査・選考に関する利益相反の考え方)の中の(範囲)に該当する場合)
- (2)委員が提案における研究代表者、研究開発に参画する者、その他関係者等としてプロジェクト推進体制に含まれる場合
- (3)委員が所属する組織の構成員が研究代表者、または研究開発に参画する者として提案に含まれる場合
- (4)委員が自ら中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合
- (5)その他、委員が中立・公正な審査を行うことが困難であると、文部科学省が判断する場合

「委員が所属する組織の構成員」の定義

- ・委員が所属している大学・大学院の同じ学部学科・研究科専攻に現在所属している者
- ・委員が所属している公的な機関の同じ部門等に現在所属している者
- ・委員が所属している企業及びその企業の連結決算の対象となる関連会社に現在所属している者

中立・公正に審査を行うことが困難であると判断する場合の例

- ・親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・緊密なプロジェクト・共同研究等を行う関係(例えば、共同プロジェクト(研究)の遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究チームメンバー、特許の共同出願人等、本プロジェクトの遂行上、緊密な関係にあると見なされるもの)
- ・密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ・プロジェクトの採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

その他の取扱い

- ・大学・公的機関の役員もしくはそれに準じる役職の者が委員となっている場合は、委員が所属する大学・公的機関の構成員が、研究代表者または研究開発に参画する者として提案に含まれるときは、学部学科・研究科専攻、部門等にかかわらず、原則、利益相反の範囲に該当するものとする。
- ・監査法人等に所属する者が委員となっている場合は、委員が所属する組織のクライアント等が、プロジェクト推進体制の研究代表者または研究開発に参画する者として提案に含まれていても、委員の担当するクライアントではない等、中立・公平に審査を行うことができると判断するときは、利益相反の範囲に該当しないものとして審査を行うことができるものとする。
- ・利益相反関係にある可能性のある者(組織)が、関係者(機関)等として提案されている等、委員との実質的關係について、事実關係が不明、もしくは直接關係がないと判断するときは、利益相反に該当しないものとして審査を行うことができる。

運用

- ・委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、審査の対象となる者・機関と利害などが関係する委員については、当該機関からの提案に関する審査・評価を行わないこととする。
- ・特に、委員が研究代表者又は研究開発に参画する者として提案の中に含まれる場合については、原則、委員を辞退する。
- ・委員会においても当該事案に関する個別合議の際は退席し、議論や判断に加わらないこととする。ただし、主査が退席する場合については、主査代理またはそれに代わる者が個別合議の統括をするものとする。